

現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いについて

(令和4年4月1日)

1 現場代理人の常駐義務について

工事請負契約約款第10条の規定により配置される現場代理人に対しては、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中（工期内に目的物の引渡しが無事完了した場合はそれまでの間）において工事現場への常駐を義務づけている。ここで言う「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。

ただし、以下に示す要件を満たす場合は、約款第10条で規定する、「現場代理人について工事現場における常駐を要しない」とし、工事現場の常駐を不要とし、又は「現場代理人について当該工事以外の他工事と兼務する」ことを認めることとしている。

2 現場代理人の常駐義務を緩和する要件について

当分の間、受注者から兼務の申出があったとき、兼務を希望する全ての工事が以下の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する工事であり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の兼務を認める。

なお、次に掲げる要件は、同時に適用することはできない。

(1) 以下に掲げる要件を全て満たす工事

- ア 国、愛媛県、西条市が発注する工事であること。
 - イ 請負金額が、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満であること（変更契約を行い、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼務を認めない。）。
 - ウ 兼務する工事数件数が、現場代理人1人に対して3件以内であること。ただし、西条市以外の工事と兼務する場合は2件までとする。
 - エ 兼務しようとする工事の全ての現場が、西条市内であること。
 - オ 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の表記がないこと。
- ### (2) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事で、以下に掲げる要件を全て満たす工事
- ア 1つ以上の工事の当初又は変更後の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上であること。
 - イ 兼務する工事件数が、現場代理人1人に対して2件までであること。
 - ウ 兼務する工事の全ての現場が西条市内であること。

3 現場代理人の兼務の事務手続きについて

- (1) 現場代理人の兼務を希望する場合は、手持ち工事の監督員と事前に現場代理人が兼務することについて、兼務の内諾又は承認を得る。
- (2) 契約締結時に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」（様式1）の「他の公共工事の受注状況（手持ち工事）」欄に、本工事の配置予定現場代理人が現在従事している工事を記載し、監督員へ提出する。
- (3) 当該記載により兼務の申出があったものとし、監督員は工事内容等により兼務が認められるかを確認した上で当該通知を受理する。
- (4) 兼務が認められたときは、手持ち工事が西条市発注工事のみの場合は、当該通知の写しを手持ち工事の監督員へ提出する。西条市発注工事以外の工事と兼務する場合は、手持ち工事の監督員の指示に従い、現場代理人を兼務することとなった旨を報告する。

※ 工期途中に現場代理人の兼務の内容に変更があった場合についても、同様の手続が必要。また、新たに西条市発注工事以外の工事と兼務する場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類（例：西条市以外の工事の発注者に提出した書類の写し等）を西条市発注工事の監督員へ提出する。

4 兼務を認められた現場代理人について

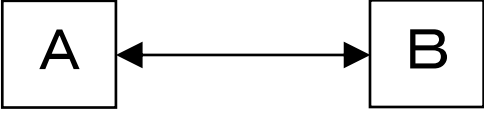
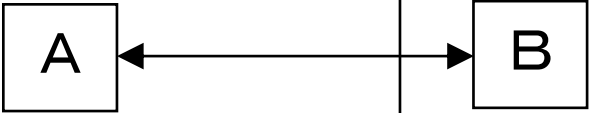
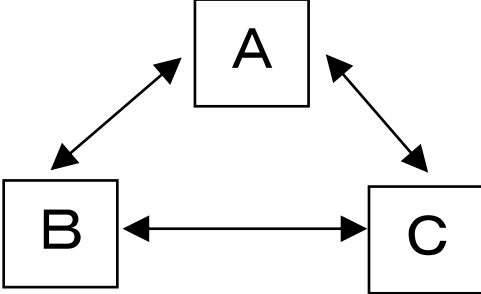
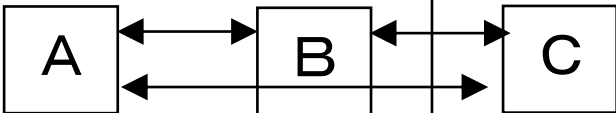
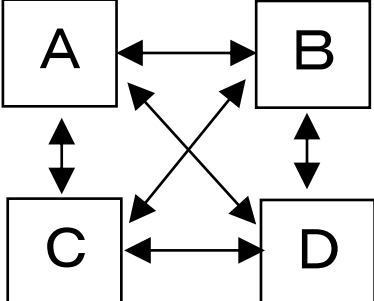
兼務を認められた現場代理人は、兼務を認められる関係にある工事について、現場代理人を兼務するほか、専任を求められない技術者を兼務することも可能である。

5 現場代理人が兼務する工事における注意事項

- (1) 他発注機関の工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限るので、事前に必ず承諾を得ておくこと。
- (2) 現場代理人は、特別な理由なく作業が行われている工事現場を同時に不在としないこと。
- (3) 現場代理人は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、市監督員との連絡に支障を来さないこと。
- (4) 兼務したことにより、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理により一層配慮すること。
- (5) 他の入札に参加するため、又は手持ち工事の進捗状況による現場代理人の兼務変更は、原則認めないものとする。
- (6) 兼務した工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と工事担当課長が判断したときは、兼務の解除をする場合がある。

現場代理人

緩和要件2の(1)を適用する場合

西条市内	市 外	現場代理人 兼務の可否
		○
		✕ ※市内の条件を 満たさない
		○
		✕ ※市内の条件を 満たさない (AとBは可)
		✕ ※西条市発注工事 が兼務できる のは3件まで

現場代理人

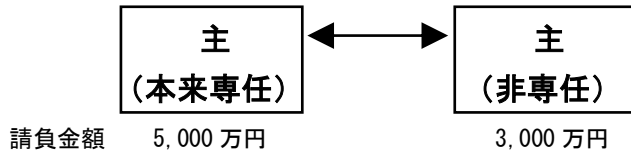
緩和要件2の(2)を適用する場合

主…主任技術者を配置する工事
監…監理技術者を配置する工事

現場代理人

兼務の可否

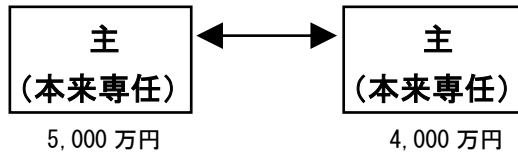
主任技術者の兼務が認められる工事



- ・ 2件とも下請け金額が4,000万円未満で主任技術者が配置できる工事
- ・ 1件は3,500万円未満



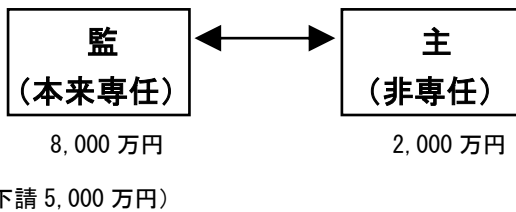
主任技術者の兼務が認められる工事



- ・ 2件とも下請け金額が4,000万円未満で主任技術者が配置できる工事
- ・ 2件とも3,500万円以上



主任技術者の兼務が認められない工事

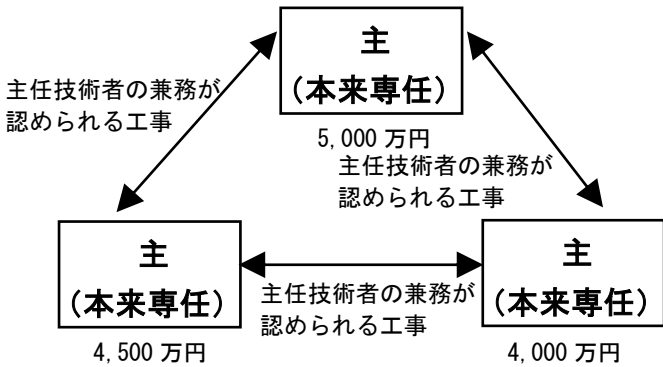


- ・ 一方の下請金額が4,000万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事



※専任の監理技術者には適用しない

主任技術者の兼務が認められない工事

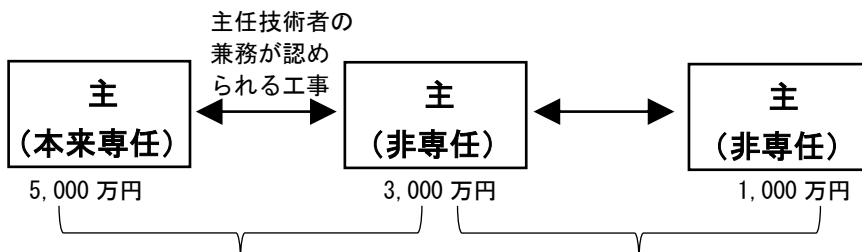


- ・ 3件とも下請金額が4,000万円未満で主任技術者が配置できる工事
- ・ 2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼務が可



※(2)の要件で兼務できるのは2件まで

(1)と(2)の要件の重複適用



この2件の間では、(2)の要件により現場代理人の兼務可

この2件の間では、(1)の要件により現場代理人の兼務可



※重複適用不可

西条市長

様

住 所

受注者

氏 名

現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）

年 月 日契約を締結した下記の工事について、現場代理人、主任（監理）技術者等として下記の者を決定したので、工事請負契約書第 10 条第 1 項の規定により通知します。

なお、下記に記載した事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

工事番号及び工事名

名 称	氏 名	住 所	資格区分	資格者証番号	備 考
現場代理人					
主任技術者					
監理技術者					
監理技術者補佐					
専門技術者					

他の公共工事の受注状況（手持ち工事） ※本工事と現場代理人、主任（監理）技術者の兼務を行う工事に限る。				現場代理人	主任技術者又は 監理技術者名
発 注 先	工 事 名	請負金額(千円)	工 期		

現場代理人の兼務に関する注意事項

- 注 1 他の公共工事の受注状況（手持ち工事）欄に本工事の現場代理人が記載されている場合は、当該現場代理人について兼務配置の申出があったものとする。
- 2 本工事の現場代理人が、建設業法施行令第27条第2項の規定により、技術者の兼務を行う場合は、当該現場代理人の備考欄に工事概要を記載すること。
 （備考欄の記載例） 兼務予定工事
 場所：西条市〇〇△△番地地先
- 3 1による現場代理人の兼務の申出が受理され、又は兼務を解除したときは、手持ち工事が市発注工事の場合は当該通知の写しを手持ち工事の監督員に提出し、手持ち工事が市発注工事以外の場合は手持ち工事の監督員の指示に従い、その旨を報告すること。
- 4 現場代理人が、新たに市発注工事以外の工事と兼務することとなった場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類（例：西条市以外の工事の発注者に提出した書類の写し等）を西条市発注工事の監督員へ提出すること。

（その他の注意事項は次項を参照のこと。）

注5 記載に当たっては、次のとおりとすること。

(1) 主任技術者及び監理技術者に係る資格区分欄は、建設業法（以下「法」という。）第7条第2号及び法第15条第2号に規定する内容を記載する。

（記載例）

法第7条第2号イ該当者は「学歴」、ロ該当者は「実務経験」、ハ該当者は「2級土木施工管理技士」等具体的な資格名

法第15条第2号イ該当者は「1級土木施工管理技士」等具体的な資格名、ロ該当者は「指導監督の実務経験」、ハ該当者は「大臣認定」

(2) 資格者証番号欄は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付番号を記載する。

(3) 監理技術者補佐は、法第26条第3項ただし書に規定する技術者を配置する場合に記載するものとし、資格区分欄は、次の記載例を参考に記載する。

（記載例）

法第7条第2号該当者のうち技術検定1級の第1次検定合格者は「技士補」

法第15条第2号該当者は「監理技術者相当」

建設業法施行令第28条第2号該当者は「大臣認定」

(4) 専門技術者は、法第26条の2第1項又は第2項に規定する技術者を記載する。

6 本通知書には必ず下請負予定届出書（別紙）を添付すること。

7 西条市長は、必要と認めるとき関係資料の提示を求めることができるものとする。

8 監理技術者を置く場合にあっては、監督員は監理技術者に対し、監理技術者資格者証の提示を求めることができる。

9 工事請負契約書第10条第2項に規定する現場代理人の権限のうち、現場代理人に委任せず、受注者自ら行使しようとするものがある場合は、その権限の内容を現場代理人の備考欄に記載すること。

10 現場代理人等の変更を通知する場合は、新、旧現場代理人等をそれぞれ記載し、備考欄には「新」、「旧」と記載すること。

11 現場代理人については、発注者が別に定める期間を満たす雇用関係を証明する資料を添付すること。